

平成 2 2 年 第 1 回
京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成21年第1回京丹波町議会臨時会

平成22年2月17日(水)

開会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

第 5 議案第2号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の
変更について

第 6 議案第3号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

1 番 横山 勲 君

2 番 岩田 恵一 君

3 番 篠塚信太郎 君

4 番 梅原 好範 君

5 番 森田 幸子 君

6 番 村山 良夫 君

7 番 山内 武夫 君

8 番 東 まさ子 君

9 番 野口 久之 君

10 番 坂本美智代 君

11 番 原田寿賀美 君

12 番 松村 篤郎 君

13 番 北尾 潤 君

1 4 番 小田 耕治 君

1 5 番 山田 均 君

1 6 番 西山 和樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君

副 町 長 畠 中 源 一 君

教 育 長 寺 井 行 雄 君

会 計 管 理 者 岡 本 佐 登 美 君

参 事 田 端 耕 喜 君

瑞穂支所長 野 村 雅 浩 君

和知支所長 藤 田 真 君

総務課長 谷 俊 明 君

監理課長 山 田 洋 之 君

企画情報課長 岩 崎 弘 一 君

税務課長 稲 葉 出 君

住民課長 伴 田 邦 雄 君

保健福祉課長 堂 本 光 浩 君

子育て支援課長 山 田 由 美 子 君

地域医療課長 下 伊 豆 か お り 君

産業振興課長 久 木 寿 一 君

土木建築課長 十 倉 隆 英 君

水道課長 中 尾 達 也 君

教育次長 野 間 広 和 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長 長 澤 誠

書記 石 田 武 史

開議 午前9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しいく、寒冷中、定刻にご参集いただきご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により5番議員・森田幸子君、6番議員・村山良夫君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第1号他2件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

15日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

1月29日には別紙のとおり議員派遣を許可したので報告します。

9日には、新任議員の皆さんが町内21箇所の施設等を視察され、研修を深めていただきました。

また、10日には福祉厚生常任委員会、16日には総務文教常任委員会が開催され、所管の調査研究が実施されました。

議会広報特別委員会は、議会だより 京丹波の第19号、20号の発行をいただきました。
本日、本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の皆さんよろしくお願ひいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定～日程第6、議案第3号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)》

○議長（西山和樹君） 日程第4、議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定から日程第6、議案第3号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

大変厳しい冷え込みの今朝のことでした。皆様方にはお健やかなお顔を見せていただいておりますこと、大変うれしく、心からお喜びを申し上げます。

さて、本日、ここに平成22年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、本日提案させていただきました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、平成22年度の新たなスタートを控え、私が掲げました住民に身近な町政の展開、重要政策の実現に向けた組織の改編等を行おうとするものであり、これに伴う関係条例の改正をお願いしております。

議案第2号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更につきましては、契約金額4,619万2,650円に、1,069万5,300円を追加し、5,688万7,950円とし、工期を平成22年3月19日から平成22年3月31日に延長することについてお願いいたしております。主に地盤改良の工法変更に伴うものであります。

なお、これに伴う工期は、平成22年5月31日まで必要となりますが、国の補助事業として繰越手続きを要することから、本議案では平成22年3月31日まで延長することにつ

いて議決をお願いしております。工期の再延長につきましては、次回定例会に上程させていただきたく思っておりますので、なにとぞご理解賜りますようお願いいたします。

議案第3号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）では、補正前の額122億9,900万円に4億3,190万円を追加し、補正後の額は127億3,090万円とすることをお願いしております。

国の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」として予算化されました「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」2億2,229万5千円を財源とし、道路改良や学校施設整備に3億3,912万3千円の追加補正を主なものとして、22年度から支給が開始される子ども手当の準備経費及び現状の推移から保育所建設、中学校屋内運動場改築事業に所要額の追加をしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長に求めます。

谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） それでは議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

3ページでございますが、新旧対照表をお付けいたしておりますので、これに基づいてご説明を申し上げます。

まず、第1条関係の京丹波町課設置条例の改正でございますが、第1条第3号の企画情報課を企画政策課に、第8号の地域医療課を医療政策課に名称変更を行うものでございます。

続いて第2条の分掌事務におきまして、企画政策課の事務に地域支援一般に関することを加えております。具体的には企画政策課内に地域支援室地域支援係を設けまして、集落や住民要望の把握、課題分析とともに、地域づくりを支援する体制を図るものでございます。

なお、今、所管をいたしております人権及び生涯学習に関することにつきましては住民課に所管といたしております。住民課につきましては戸籍、住民登録、外国人登録等、個人の基本情報を管理いたしております。また、窓口事務を通じて日常的に住民と最も接する機会も多いところでございます。あらゆる分野の相談も取り次ぐ場合も多いことから人権政策を中心といたしまして、総合的な住民相談の窓口としての機能の充実をも含めて考えているところでございます。

次に、医療政策課につきましては、これまでの地域医療に関することとなっておりますところ、本町の医療政策を総合的に担う課として位置づけ、医療の現場である京丹波町病院

に設置をいたしまして、診療所も含め、さらに連携を深め、地域医療の充実確保に向けた取り組みを推進しようとするものでございます。

次に、第2条関係の京丹波町職員定数条例の改正でございますが、第7号の農業委員会事務局の職員について、兼務から専任職員とする職員定数の改正を主なものといたしまして、少し改正前の記述をよりわかりやすく但し書きを加えましたので、各事務部局の定数につきましては現状の職員配置により、見直しを図ったものでございます。

農業委員会専任職員の配置につきましては、農地法の改正に伴う新たな業務への対応を考慮したものでございます。

次に第3条関係の京丹波町職員の給与に関する条例につきましては、給料表別職務分類表4級の課長補佐給に位置づけられておりました学校教育課長、社会教育課長を5級の課長級に位置づけ、その職務と責任を明確にするものであります。分類表の5級の欄につきましては改正が生じておりませんが、支所長の次に記載の課長というところで読み込むものでございます。

最後に第4条関係でございますが、京丹波町職員の管理職手当に関する条例において、先ほど申し上げました学校教育課長、社会教育課長に管理職手当を支給するものであること。

それから企画情報課、地域医療課の課名の名称変更に伴う改正をお願いするものでございます。

なお、これらの改編に伴う詳細な規定につきましては関係規則等の改正、あるいは追加規定を設けることといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 産業振興課長

○産業振興課長（久木寿一君） 議案第2号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更についての補足説明をさせていただきます。

株式会社 美建と締結しております天満宮大池改修工事請負契約につきまして説明をいたします。議案に計画平面図をつけておりますが、仮設道路と泥の処理工事についてです。青色と赤色に塗っているのが、池の底の部分でございます。池の底の部分に泥があり、かなり深い状況となっております。堤体工事を強固かつ安全に行うために、池の底の仮設道路の工事、泥の処理工事にかかります地盤改良法を変更する必要性が生じたところでございます。

概要につきましては、次のページでございます。改良工事の工法を図で示しておりますが、当初の変更前は池の底の泥の深さを1メートルとしましてミキシングフォーク装着のバックホウ工法によりまして泥とセメント改良剤を攪拌して、地盤を固めるという方法で行うこと

としておりました。ただし施工の段階で泥の深さが2.65メートルとかなり深いことが判明したしまして、泥の部分が深くなるとバックホウ工法による作業が不可能となり、変更後として図に示しておりますトレンチ工法を採用することにより、改良剤を液体にして作業を行わなければ水をさえぎる前刃金部分堤体部分ですが、強固かつ安全に工事をする事ができるようになったところです。

このような理由で契約金額に1,069万5,300円を追加し、5,688万7,500円とし、また、工期を平成22年3月31日まで延長することをお願いしております。工期の延長につきましては、町長の提案説明にもありましたように、国の補助事業として繰り越し手続きを必要とすることから、本議案では平成22年3月31日まで延長することについて議決することをお願いしております。

なにとぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上補足説明とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 総務課長

○総務課長（谷 俊明君） それでは議案第3号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の補足説明を申し上げたいと思います。

今回の歳入歳出につきましては4億3,190万円の追加をお願いするところでございまして、先ほども町長の提案理由説明にもございましたとおり、1月28日に成立をいたしました国の21年度補正予算第2号に計上されました「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」は本町には総額2億2,229万5,000円の交付が示されておりますが、その交付金を活用した事業、歳出事業費は総額3億3,312万3,000円を主なものといたしまして補正をお願いしております。

資料として横長の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業というのを付けております。

まずその交付金事業につきまして概略説明をさせていただきます。

1点目ですが、道路新設改良事業として11路線、橋梁の修繕6箇所及び排水路1箇所にかかる事業費といたしまして、2億3,599万7,000円、これにつきましては詳細資料を配付させていただいておりますのでご確認をお願いします。

2点目と3点目でございますが、統合小学校となりますが桧山小学校の付帯施設といたしましてフェンス、駐車場の舗装、グラウンドのトイレの設置、また、多目的ホール、これはランチルームとしての活用を主体といたしまして、あわせまして8,017万8,000円です。

4点目といたしましては、水捌けが極めて悪い瑞穂中学校のグラウンド整備に2,294

万8,000円を計上いたしております。

これらの合計額が3億3,912万3,000円でございます。財源内訳につきましては交付金2億2,229万5,000円意外は一般財源としておりますが、これにつきましては全額財政調整基金を繰り入れることとして収支のバランスを図っております。

この財政調整基金の考え方でございますが、本来ですと事業費に対して交付金をほぼ満額当てまして一般財源は極めて少なく押さえ、生じさせないという考え方もあるわけですが、現状の落札率を見ますと70%台で推移しているところがございます、入札による事業費の減少も考えられるところがございます。この場合、交付金のほうが上回ってまいりますと国への返還が生じるということになりますことから、全額交付金を有効に活用できるように、少し隙間を空けて底に財政調整基金を充てるという編成をさせていただいたところがございます。

次に交付金事業以外の追加分についてご説明をさせていただきます。

歳出4ページでございますが、児童福祉総務費において子ども手当の準備事業といたしまして、システムの改修に必要となります経費負担に360万5,000円。

保育所建設費につきましては実施設計に伴う工事費の負担増を主なものといたしまして2,320万円。

5ページの学校管理費の瑞穂中学校の屋内運動場の改築につきましては6,597万2,000円の追加をお願いいたしております。この増額要因につきましては、H鋼工法からトラス工法への変更、基礎高の変更、床面積の増加、防火対策などによるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、一般会計補正予算第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。

これより議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を行います。

東君

○8番（東まさ子君） 3条関係の職員定数の問題ですが、町長事務部局の職員283人を253人ということでありまして、合計といたしまして322人を288人ということになっております。

説明では現状の職員配置により見直しをしたということですが、いろいろ仕事をいただいているわけですが、今たくさん臨時職員の方でありますとか、嘱託職員の方が働いておられまして、3分の1ほどがそういう人たちの力によって仕事がされているというように思いますが、実際に臨時職員や嘱託職員の方は何人ぐらいおられるか、参考のために

お聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

総務課長 嘱託職員51人です。臨時職員については少し雇用形態がさまざまでございますので今のところきちっと整理はできておりません。

○議長（西山和樹君） 東君

○8番（東まさ子君） 嘱託の方が51名ということでありましたが、嘱託というのは臨時職員もですが、恒常的な仕事をしていただいているという現状があるのではないかと考えております。そういう働き方について、職員適正化計画も定められておりまして、その中にもそういうことが書いてありますが、同じ仕事しながら長期間働いていても給与の面におきましては新しい人と同じ状況の下で働いているということもあります。今、働き方というのが国のほうでも問題になってきておりますが、どのように考えておられるのか。責任もってサービスの向上に努めて働いていただいてもらわなければならないわけですが、働き方についてどのように考えておられるのか、問題ないと思っておられるのかその点についてお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） まず、臨時職員、嘱託職員について、私どもは登録制度を設けて、広く住民の方から登録をしていただき、その中から専門的な分野で経験のある方をできるだけ採用させていただき取り扱いをさせていただいております。

おっしゃっているのは、処遇面のことと思いますが、合併以降処遇面に関しましては、臨時職員ですと単価の改正も行い、通勤手当についても新たに支給させていただいておりますし、年次有給休暇の付与もさせていただいてきておるところでございます。そういう意味では処遇の改善にも努めさせていただいておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 東君

○8番（東まさ子君） 待遇面もいろいろ改善されているということも一方ではお聞きしたわけですが、本当に長いこと働いておられる方もあるわけでございますので、恒常的な部分については正規職員として働いていただくということが、責任持って仕事をしていただくことにもつながりますし、最終的に住民にとってもよいサービスが受けられるということです。今でもきばって働いていただいていると思いますが、そういう方向に改善していくことが今の状況から見ても大切なのではないかと思います。正規の労働できちんとして働いて身分も保証されてしっかり働くということが、国のほうでも問われていると思っておりますので、そういう点について、このままでよいと思っておられるのかお聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 臨時的な職員を正規職員にというお考えでございます。

確かに極めて専門的な保育士でございますとか、看護師さんについては正規職員を採用することがベターであろうかと思っておりますが、できるだけそういうふうに務めているのも実際でございます。ただ一方では定員適正化計画に基づいて職員の減員についても財政上の部分から見ますと欠かせない部分もあるわけでございます。そういったことでやはり専門的な技術をお持ちの部分ではできるだけ責任ある立場でその業務をやっていただかなければならないということもございまして、そういう部分についてはできるだけ確保を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君

○10番坂本美智代君） 何点かお伺いしたいと思います。

ひとつは1条の企画情報課を企画政策課、地域医療課を医療政策課に改めるということです。企画情報課について、現在、全町的にケーブルテレビを推進するとしており、住民目線から見ればわかりやすいのではないかと。政策課と改めることが、なぜ情報課ではあかんのかな、住民からするとこういったわかりやすいほうがいいのではと思います。それと同じで病院、診療所を持っている本町としては地域医療課としてのほうが住民から見たら一番わかりやすく、よいのではないかと。なぜ政策課というのがでてきているのかお尋ねしたい。

もう一点は管理職手当に関する条例の一部で第4条の件ですが、先ほど学校教育課長、社会教育課長が現時点では4級の課長補佐給であったものを今度は課長級として2人管理職と提案されております。今、学校関係では職員が何人おられるのか。管理職が増えるというのは、人数的にあわせて管理職の比率がどのくらいになるのか。それぞれの課に課長が一人ずつおられるわけですが、教育委員会では教育長がおられて、事務的なことは次長が総括されておるわけですが、その下に課長2人置くということは、17,000人という人口の中で必要なかどうかという点、お伺いします。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 政策という言葉の考え方ですが、確かに今、ケーブルテレビの拡張事業も積極的に実施しているところですが、現状としては、企画情報課の下に情報推進室というのを設けているということと、平成23年度には一定ハード部分の事業が終わるということもございます。企画政策課に改めるというのはよりまちづくりの企画でございますとか、政策形成を重視すると言う視点からそういった政策という言葉を使わせていただいたということでございます。

地域医療課の関係ですが、地域医療という表現にしますとあまりにも少し限定的なイメージもあるわけでございまして、本町の総合的な医療をどう考えていくかという部分で医療政策として推進をしていくということでございます。

それから教育委員会部局でございますが、現在職員数は30人でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田 均君） 私も何点かお尋ねしておきたいと思います。

1点目は課設置の関係で、今、総務課長から答弁がありました。企画と地域医療の関係を政策課にするということです。企画政策課、医療政策課とするということです。

町長の方針で新たな取り組みをということですが、具体的に町長としては企画政策課、医療政策課を変えて、どういう方向で取り組もうとことなのか、その点伺っておきたいと思います。

2条関係ですが、課の分掌事務ということで、人権というものをいわゆる人権、住民相談ということで住民課にやろうということなんです。先ほど説明もあつたのですが、人権イコール同和と考えたり、特別扱いするということではなく、全体の中で位置づけていくということが必要だと思いますが、改めてその辺の考え方を伺っておきたい。これまで旧町から引きついで、京丹波町になりいろんな社会教育の取り組みでも人権教育もやられておりますが、当然それが住民課に変わっていくということになります。その辺のこともあわせて今後どのような取り扱いというか取り組みということになるのか、あわせて伺っておきたいというように思います。社会教育の中で位置づけて広く取り組むというのが基本的にそういう方向ではないかと思いますが、その辺とあわせて伺っておきたいと思います。

職員定数の関係で、先ほど嘱託職員51人ということがあつたのですが、待遇改善もされてきたというのは事実なんですけど、公務員という立場上、住民のいろんな情報を周知している部署といいますか機関でもありますので、そういう点ではちゃんと正職員として配置をして、そして責任を持たずということは基本的にはそういう立場ではないかと思いますが、嘱託、臨時というのは短期的に特別その分だけ雇用してやるというのが基本的な考え方ではないかと思いますが、その辺で職員適正化計画というのがあるのですが、実際、現状の中で51人もそういう嘱託職員がいるということ、それはやっぱり必要最小限にして、正職員として雇用して責任もって仕事に当たっていただくというのが基本的な考え方ではないかと思いますが、そういう考え方ではないのか改めて伺っておきたいと思います。

管理職の関係でありました教育委員会の関係であります。教育委員会の職員は30人ですが、町長部局の関係で言いますと総務課ですと16人ですし、企画情報課は18人おるん

ですが、そういうなかで教育委員会の関係は部局の中では学校教育の関係は5人ですし、社会教育の関係は4人が今の部屋の中におられるわけですが、学校ですと学校の用務員とかそういう形もあるということでそういう人数が30人となると思うのですが、実際にこれまで職員配置をされてきておる中で新たに二人を配置をしてやるということはどういう根拠で学校教育課長と社会教育課長を置いて、そして管理職として位置づけるということは、たとえば管理職会議をした場合、実際に今支所の中におられる人数から言えば、次長も含めて3人も来て、部署の中には、数少ない部署に誰もいないということにもなるんですが、実際そういうことが現実的に責任を持たずということと同時に議会も出てこんなということにもなりますし、いろんなどこへも課長という立場上こんなと、教育委員会で言うと教育長いれて4人もそういうところに出てくるというそういうことを考えるとどうなのかなというように思いますが、そういうことも含めて管理職の位置づけということにされるということなのかどうかあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） たくさん質問をいただいたので、メモが落ちているかもわかりませんが、お答えしていきたいと思います

まず、企画情報課を企画政策課に改めたいということでは、情報という言葉は非常に議員さんもほかの議員さんもおっしゃってたとおり耳障りが非常によいのではないかとそういうふうに言っていただくと本当にそのとおりでなとも思いつつ、まちづくりの基本的なことを策定したいという強い思いをもっておりまして、まだ議員各位にお諮りできんわけですけども、いろんな話があります。役場を耐震診断したらどうだとか、たぶんこういう話をお聞きになったら目的が見えてくるのではないかと思うのですが、いま少し時間を使って、基本的な町づくりについて策定をしていきたいという思いから、企画政策課をという名称に変更してがんばっていきたいというようなことを考えての課名変更であります。

医療政策課についても、民間病院が京丹波町の中には現存しておりまして、そういう方たちとも町民の医療向上のためにいろいろ話をさせていただきたいという思いから医療政策に属するのではないかという思いで名称変更を提案いたしているところであります。

人権の係を企画情報課から住民課に移したいという趣旨は、町民利用者の側から言うとそのほうが相談しやすいのではという思いであります。いろんな内容については今まで、多少、旧丹波町で人権教育推進委員会の委員をしていたことから、私は町長になったら自ら先頭に立って住民の中に入って行って、人権教育そういうことを一生懸命がんばりたいという思いをもっていることを表明しておきたいと思います。

臨時職員、嘱託職員が多数いてくれるということを数字的にも把握したわけですが、できるだけ労働条件の公平性という点は確保していきたいというふうに私自身は思うのです。薬剤師、看護師を今度募集すると思いますが、非常に職員確保に困難を来たしております。その点もご協力をいただきたいと思うんです。もちろん登用試験など私任中に考えたらいいなんだなということを知りました。嘱託、臨時職員から一般職員になってもらうためにはきちんとした登用試験が必要なんではないかという思いをもっております。

教育委員会の課長補佐から課長にしたいということですが、これは町長就任からまだ3ヶ月しかくれてないし、寺井教育長がおってくれはるし、あるいは野間次長もおってくれるわけですが、実際面、教育委員さんから学校統合に関して人員の充実を頼みますよという要請がありました。町長になってわかったことですが、来年には国民文化祭という国上げての非常に大事な事業があります。私も今日、そのバッジをつけてきておりますが、このことだけでも非常に仕事量が増えているのは事実であります。民間的な考えですと、普通は仕事量が増えますと、たとえば大企業では人事課長というのがありますが、大体10月くらいから新規採用するために二つの仕事を受け持っていたら一つをはずしてそして人事課長を命ずるということで新規採用に向けての仕事をするのですが、そういうような命令ができず、条例改正以外ないのだなということがわかったので、課長補佐から学校教育課長、社会教育課長があったほうが、少なくとも国民文化祭が終わるまで、あるいは統合小学校の事業が終わるまでは私は適正なことではないかという判断をしました。

学校教育と社会教育というものの性質の違いも大きく理解できた上でのご提案でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田均君） 答弁をいただいたのですが、人権の問題については相談しやすいのではないかとということと人権教育の先頭に立つということではありますが、具体的にはどういう考えがあるのかお尋ねしておきたい。

職員定数の問題ですが、登用の問題もいわれましたが、定数を決めますとそれ以上増やせないということもあります。定数をどのように決めるかということが非常に大きいわけですが、類似団体の定数の問題や職員の適正化計画というものもあるのですが、実際仕事をするのは職員でございますので、そういう状況に応じて職員の定数を決めるということが大事だと思います。その辺考え方が1点と、当然労働条件とのかかわりもでてくるのでこういう問題を提案される場合は労働基準法の関連から言っても、職員の代表と協議をすることが必要となっておりますが協議をされているのか。合意の上で提案されているのかという点も伺っ

ておきたいと思います。

市町村の行政機構という点から言えば、教育委員会というのは行政委員会になるわけです。町長の直接の部下というのは町長の事務部局ということになり、教育委員会は行政委員会ということで教育長がおってその下に次長や職員がおるわけで、町長としては職員を派遣しているということになるわけで、直接的な指示系統は教育長が責任者になるわけです。そういう関係からいって、国民文化祭の関係等で仕事量が増えるということですが、国体のときでしたらその期間だけ、国体室をつくって取り組んできたという経過があります。国民文化祭の関連でしたらその一定期間だけ、何人か担当を決めるというのもひとつの取り組んでいくやり方かと思いますが、提案されておりますように学校教育課長なり社会教育課長をおきますと、それを都合によって課長級から課長補佐級にというようなことはなかなかいかないと思うのでその辺は慎重な判断が必要だと思います。実際そういう点で言うと、教育長がおって次長がおってそれを統括しておるわけですからそこが責任を持つ。その仕事の分担はそれぞれ学校教育関係と社会教育関係がもつということになると思います。その辺をしっかりと位置づけてやるということが必要ではないか。あえて教育委員会に3人の管理職をおくということになるのですが、その辺は慎重に考えるべきと私は思います。改めてお伺いしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員さんがおっしゃっていることも100%あたっていると思います。私が寺井教育長、野間次長をさしおいてという気持ちはないということをもっと申し上げておきたいと思います。ただ現実、今、課長を課長補佐に戻すとかということが困難であるということも承知の上で、民間ですと平気でそういうことは条例改正等ともなわず、辞令ひとつでやっているのです。そういうふうな考え方で私の4年間はやっていきたい。どうしても仕事が無くなった課もなくするというぐらいの気持ちでおり、それはどこか必要な係、課があったら議会に諮って条例改正で課をなくすということまで考えての今回の提案であるということをご理解していただいたらうれしいと思います。

人権政策のことですが、私がまず感じたのは選挙前になったら来られてあいさつする。そして選挙が終わったらまたきやはる。それ以外には人権のいろんな総会にぜんぜん見えなかったんですね。そういうことはないように各種人権教育にかかわる会合には必ず自分が先頭に立って出て、最後まで時間が許す限りという意味ですが、ともに学ぶ、あるいはいっしょに行動するというようなことをまずしたい。あるいは地域に任せきりになっているのもせめて1年に1回2回、各地域に入ってそういう学習活動、行動活動にも参加したいという意味

であります。

○議長（西山和樹君） 篠塚君

○3番（篠塚信太郎君） 企画情報課については、人権政策係を住民課へ移管して、地域支援室地域支援係を設置するというので、課名を企画政策課に改めるということでございます。地域支援につきましても総合企画係で条例ですと企画一般に関するということの中でやっております、それを独立させるということだと思っておりますが、企画一般に関すること、総合企画係でやっていたことを独立させるだけで課名の変更をせんとあかんのかなということをお私に思っております。先ほど山田議員の質問で、町長の答弁で、「ああ ということやったのか。」と多少わかってきたのですが、そこで庁舎の建設事業等という話もございまして、それを企画政策課の企画一般の中でやっていくのかなということになりますと総務課との事務分掌との関係がでてきまして、これはちょっとどうなのかな。そうなってくると他の産業振興課、土木建築課もありますが、重要な事項はここでやっていくのかなということもございまして。今出ております企画政策課の事務分掌の中では地域支援一般に関することをするというので庁舎建設とその辺の関係をここでやるのかどうかというようなこともできます。町長の思いもあると思っておりますし、もう少しほかの思いもあるのではないかなということもございましてその辺町長にお聞きをしておきたいと思っております。

それと地域支援室地域支援係を設置ということですが、これがこのままの係名になるのか。地域支援室を組織的に設けてその中に地域支援係を置くのか。係名はどうされるのかということもございまして。これにつきましては行政組織規則の中で定められておりますので、当然条例が制定されましたらそれはすぐ改正されるのだと思っておりますが、準備はされておると思っております。その辺の室の係名をどのようにされるのかお聞きをしておきたいと思っております。

もう1点、地域医療課を医療政策課に改めるということもございまして、ここには医療係というのがございまして、医療係という係名は変更されないのかということをお町長にお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） まず、確かに庁舎の耐震診断ということをお確かに申しましたが、言わんとするところはまちづくりの基本的な話をきちっとしたいという趣旨で申し上げました。庁舎ありきとか、庁舎からまちづくりの発想ではないという意味で実をいうと答弁をしております。そのようにぜひ理解していただきたいと思っております。

残余は担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 企画政策課内におきます地域支援室の考え方でございますが、議員さんおっしゃいますように行政組織できちっと位置づけをさせていただきたいと思っております。地域支援室というのを置いてその中に地域支援係を置くということでございます。具体的には支援室でございますので当然室長も必要になろうかと思っておりますし、係でございますので係長も必要になろうかというふうに思っておりますのでございます。

それから地域医療課の関係の医療係という考え方でございますが、医療係という文言の表現についてはいまま少しこの組織規則を検討するに当たって検討させていただきたいと思っております。医療係ということにするか、医療係の名前をどう係名を変更するかということについては結論はでておりません。

○議長（西山和樹君） 篠塚君

○3番（篠塚信太郎君） 町長の今回の課名を改めることにつきましての思いはわかったわけですが、再度申し上げておきますが、この町の政策の企画をするのは総合企画係で行われているということでございますので、その係を強化するというとか、その辺のことをされるのかということをお聞きしておきたいと思っております。企画政策の政策ということがこの事務分掌では、町の総合企画というのは総合企画係でやるわけでございますが、町全体の政策ということになりますとこの事務分掌ではやりにくいのではないかとございますのでその辺どういう具合にやられるのかということをもう一度お聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） ご懸念いただいているようなことにならんように、基本的にいろいろ若い人たちがもってくる町づくりについての提案を行政組織として相談したらよいかわからなんでもんで、役場の中で協議しておいたら情報に限らんと企画政策課にしてそこでいろいろ議論したらどうだろうという意味から企画政策課に課名を変更することを提案しているところでございます。もちろん何かハード面を想定しての話では一切ありません。現状は。

○議長（西山和樹君） 篠塚君

○3番（篠塚信太郎君） 総務課長にお尋ねしておきますが、行政組織規則を改正されると思いますが、その中で総合企画係の中で今町長がおっしゃったようなことは総務課がやるようなことと思いますが、それをこの中に入れられるおつもりなのかお聞きしておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 私がすべて判断して入れるということは立場上もできないというふうに思っておりますので、十分町長なり副町長とご相談させていただいてということでご

理解賜りたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） それではお答えいたします。

今まで企画情報課でもって仕事していたことを、企画政策課として進めていきたい。そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 小田君

○14番（小田耕治君） 今もこの組織の関係で意見なり、議論が進んでいるわけですが、今回企画情報課を企画政策課、地域医療課を医療政策課に改めると課名の変更が提案されているわけですが、こういう課名を変更する場合、町長がおっしゃっておりますように住民目線とかいろんなものの見方、考え方があると思うのですが、課名を決めるプロセスというか、住民から見るとどのようにしてこんな名前が決まってきたのか、提案されたのかということが気になるところですが、どういう過程で課名の変更がされるようになったのかということをお伺いします。

それから今もありましたように地域支援室地域支援係を新たに設置するという事で提案されております。先ほどの答弁によりますと、室長をおき、係を設置して係長もおくという形になりますが、地域支援室組織そのものの業務内容は具体的にどのようなことをやる場所なのか、係員がどの程度設置されるのか。地域支援ということは支所に人員を配置してやるような中身の仕事をされるのかなという気もしますが、具体的にどこに配置をしてどういう仕事をされるのかこの点についてお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） 多少、名前が人をあらわすように、課名も課の仕事の内容もいづらか変更を考えております。とにかく情報というのは非常になじみがよいのですが、CATVを想定して23年度中に終わるということで、一般的な政策を中心に議論していきたいという意味で企画政策課に課名を改めたい。プロセスとかとくに考えずに情報も整備が一定終わるので政策課に改めたいという意味であります。

医療政策課については先に答弁申し上げたとおり、この町には民間医療機関があったりしますので、総合的に医療政策をいろいろ相談していきたいということから、医療政策課に課名変更をご提案しているところであります。

地域支援は確かに二つの支所にもございます。それを力を入れるという意味で、今まで以上にもっと室をつくり、係をはっきり明確にして、地域に入っていった情報収集等がんばってもらいたいという思いから係を設けたいという意味であります。

○議長（西山和樹君） 小田君

○14番（小田耕治君） 質問の仕方がだいぶ悪かったようでございまして、答弁いただいております内容と質問している趣旨がずれているような気もするのですが、たとえば町長がこういうように課名を変更したいという思いがあった場合、一般的に考えますと管理職会議等でこういう中身を検討しているがどうだろうかというプロセスを想定するわけですが、そういう形でこういう課名が決められたのかどうかということと、先ほど申し上げました地域支援室地域支援係というものが設置された場合、人員の配置は本庁にすべて配置して、業務をやっていくということになるのか、支所にも地域支援の担当を置いてそういう業務をこなしていくということを考えているかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） それじゃお答えします。管理職会議をしてももちろんこういう提案する前に全員に周知してます。

特にありのまま申し上げますと町長室で22年度当初予算に向かってずっと協議をしております。その場でもこういう予算付けはこういう課名のほうがよいのではないかという思いからこの提案にいたっております。管理職会議を開きました。

地域支援についてはそういう思いをぶつけて提案をしてくれているので、細かい係員というのは担当の課長に任せております。副町長に細かく答弁をさせます。

○議長（西山和樹君） 畠中副町長

○副町長（畠中源一君） 今回の機構改革の地域支援でございますが、常日頃から寺尾町長が言っているのですが、より一層住民の中に入って行って、住民の皆さんに行政がいつそう顔を向けていくという基本的な考え方の上に立って、地域の元気付けのために一層行政側が支援をしていきたいという考え方から行うものであって、現に支所には地域担当職員が各二人配置されておりますが、それらの人たちも総合的に組み込んで行って、一層強固な組織と図っていきたいということでございます。

○議長（西山和樹君） 岩田君

○2番（岩田恵一君） 職員定数のことでお聞きしたいのですが、今回町長部局の職員数を30人減ということで提案されております。南丹市さんよりかなりのスピードで進んでいるというふうに聞いておりますが、現在の職員数と適正化計画の関係はどうなっているのか。

それから東議員さんから出ておりましたように、嘱託職員さんが51人というふうに聞いておりますが、嘱託職員さんについても合併以後4年間でどういうふうに変化したのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、最後に町長にお聞きしたいのですが、先ほどから質問が出ておりましたように、嘱託職員さんや臨時職員さんがかなりおられると思うのですが、特に私が思うのは臨時職員さんですが、臨時職員さんは雇用が6ヶ月ということで大体決まっていると思いますが、6ヶ月を延長して1年とか最長は今3年、4年の方があると思いますが、必要であるからこそ採用しているというように思いますので、この辺は身分保障をきっちりする必要があると思います。嘱託職員、非正規職員の登用の関係の答弁がございましたが、長年採用している臨時職員の身分保障についてのお考えについて伺いたい。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） まず、先ほど課長から有給休暇やその他単価を上げたとか、通勤費を出したとか答弁がありました。ある種民間企業経営者であった寺尾としては意外な話で当たり前のことであったと私は思っております。確かに3ヶ月が6ヶ月、6ヶ月以上ということは嘱託職員は常用に近いわけですから、臨時職員の期間であっても私は身分保障はできるだけ、法律条例の範囲内でしていったほうがよいというまず考え方でおります。その後の話で、登用試験なんかはやっぱりあったほうが公平なんじゃないかと考えております。

残余は担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 職員定数の考え方でございますが、ここで定めております定数というのはあくまでも上限というふうに認識をいたすわけでございまして、この範囲内ということで改正前については合併当時の職員数で定められたものというふうに認識いたしております。その後、定員適正化計画に基づいての職員数の減ということもございまして、申し上げましたように現状の職員の配置人数をもとに今回改正をお願いしているということでございます。適正化計画によりますと、この22年4月1日に285名という計画をもっておりますが、現状把握しております3月末をもって退職される予定の職員さん、あるいは新規採用の職員さんを含めて4月1日を見込みますと285名ちょうどになるかと思っております。ただ現状としては先ほどからでておりますように専門職である看護師、薬剤師等の募集も合わせてやっているところでございますし、若干人数の増減はあろうかと思っております。基本的な考え方は上限を定めておるという認識でございます。

嘱託職員さんの人数ということですが、合併当時の嘱託職員数は資料を持ち合わせておりませんのでご理解賜りたい。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田 均君） 職員定数の問題で臨時職員の関係つかめていないということでありま

したが、正確に一人も変わらないということは別にしても、今、京丹波町には臨時職員は何人雇用しているということくらいはわかるのではないか。その点もう一度お尋ねしておきたい。

今の職員の人数288人で部署によっては人が足りないということを知りますが、この人数でいけている、増やす必要はないという考え方なのか。嘱託職員が51人、それに臨時もおるわけですから、288人では足りないということは当然ですが、正職員としてやはりきちっと確保するということからすればどうなのか。嘱託職員で先ほどもありました何年もやっておることがあったら、当然正職員とすれば300人等必要でないのかと思いますがその点お聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 臨時職員の数ですが、はっきりした数字を持ち合わせておりませんのでお許しいただきたいと思います。

現状の職員数で今の業務はどうなのかということでございますが、私どもひとつの目安といたしますのは、時間外勤務の状況がそれぞれの業務においてどうなのかということをお勘案しつつ、適材適所に人事配置はさせていただいているつもりでございます。突然業務が増えるというような突発的なものもあるわけでございますが、それはやむをえないということで理解をいたしております。そういう意味でいきますと、今、何とか現状の人数で業務はやっていただきたいというふうに思っておるところでございます。

臨時なり嘱託職員さんの正規雇用化の話でございますが、やはり人材の確保ということではきちっと採用試験というものをやらせていただいて人材を確保するということが一方では求められるわけでありまして、そういった採用試験にも当然臨時職員の皆さん、嘱託職員の皆さんも受験をいただいている現状でありまして、そういう形での採用がもっとも望ましいのではないかとこのように考えておるところであります。

○議長（西山和樹君） 坂本君

○10番坂本美智代君） 町長も臨時職員なり嘱託職員の身分保障は必要であるとおっしゃいました。現在雇用で連続して雇用されている臨時職員なり、嘱託職員は何人ほどおられるのか。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 臨時職員については6ヵ月ごとの更新、それから嘱託職員については1年ごとの更新ということで、結果的には継続になっているわけですが、6ヶ月あるいは1年単位の雇用というふうに理解をいたしております。たまたま同一の方が継続して雇用をさせていただいている方もあるわけですが、その辺の継続という視点をどういう形でとら

えるかということについてはなかなか難しいのではないかと考えております。今の嘱託職員数は先ほどから申し上げておりますように51名の雇用があるということでございます。

○議長（西山和樹君） 横山君

○1番（横山 勲君） ただいま上程されておりますこれらの組織改革につきましては、町長からたびたびご答弁がされておりますように、町長が掲げられております3つの柱等々についての重要施策を実現されるためにということで、疑問に感じておりましたことについても先ほどからの質問の答弁で理解ができたわけでございますが、これ以外の部分について別の観点からお尋ねします。

といたしますのは、監査委員さんの事務局のことでございますが、この事務局を現在、議会事務局が担っていただいているというふうに認識いたしております。議会事務局の本来の役割から見ますと監査事務を議会事務局が担うことについてはいかがなものかとそうした考えを持っております。また、近年住民請求等各市町村で出ている実態もあるわけでございますし、そうしたことになる、議会事務局が冒頭に申し上げましたように、今の状況の中でそうしたことがあったときに、本来の事務機能が果たせるのか危惧をするものでございまして、今回の組織改革について町長の思いとして、こうした今の組織でいいものかどうかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） こういう話しを聞いたのは実は初めてなんですが、確かに議会にはチェック機能というのがあるんだと思っておりました。したがって監査委員を議会からも出してもらって、監査委員さんは私が提案し、議会の同意を得て、私が任命をいたしております。その事務について確かに議会事務局が適当なのか、あるいは総務課が適当なのかという話と思います。議会にそうした強い権限があるように感じておりますので、議会事務局でやってもらったらと思っております。

○議長（西山和樹君） 横山君

○1番（横山 勲君） 本来一般企業の組織にありましても、監査機能と執行機能は本来別の組織であると私は理解をいたします。そのことがひとつと京都府の市町村でもおそらく議会事務局がそうした機能を持っているのは与謝野町以外にはないのではないかと思います。ぜひひとつ事情も確認していただき、全国市町村の例もいろいろあると思いますので、総務や企画情報課ということではなく、独立した監査機能というものを確立して組織として設置をすべきではないかというふうに考えるものでございますので調査と検討をよろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） ご提案どおり調べまして次の機会に答弁したいと思います。

○（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田君

○15番（山田 均君） 提案されております議案第1号 町行政組織の一部改編の伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。内容については4つの条例改正が一度に出されているということでございます。4つすべてについて反対とするものでありませんが、問題点を指摘して反対討論といたします。

ひとつは職員定数の改正の問題であります。職員定数を現状の人数に合わすということで提案になっておりますが、やはり現状の定数に合わせるのではなく、必要な職員定数を確保することが基本と考えます。正職員をそういう立場で確保する。今、民間の派遣切りなどに対して指導する立場にある行政が率先して臨時職員、嘱託職員などの不安定雇用をなくしていくということが必要と考えます。また、町行政の仕事は町民の情報など扱うことが多いわけですから、正職員として採用し、公務員としての責任が持てるようすべきと考えます。臨時や嘱託は臨時的な仕事の場合のみに採用すべきことをまず指摘するものであります。

また、職員の労働条件の変更にもかかわることでもありますので、職員組合との協議、合意を得て提案するということが必要という点も合わせて指摘しておきたいと思っております。

なお、今回提案の中で農業委員会の事務局体制の強化が出されておりますが、これは法改正に伴う事業量の増加に伴うものでありまして、これは当然だというように思います。

職員給与の改正と管理職手当にかかわって、教育委員会の学校教育課長と社会教育課長を管理職として職務の級を4級から5級に上げるということでございます。管理職として位置づけるということでございますが、全体で30人ということがありましたが、幼稚園を含めて30人というように思います。ですから実際に一般の町長部局の状況を見ても18人で課長一人というようなことも当然あるわけでございます。また、教育委員会は行政委員会という立場でありますので町長部局の職員とは違い教育長が統括するという立場であります。さらにそういう点から言いますと、二人の管理職を増やすということが本当に必要なのかどうか。国民文化祭等々ありましたがそれは別の問題として対応すべきことと考えます。十分教育長を先頭にして教育行政をしっかりとやっていくということは当然であります。町長との

関係で言えば教育長と協議をして報告系統を調整すれば十分体制強化も含めて把握できるという点も指摘しておきたいというように思います。

また合わせて人権を住民課の分掌事務に加える点ですが、質疑でもお尋ねしたのですが、人権を特別扱いしない点で明確な答弁がありませんでしたが、人権イコール同和としたり特別扱いをすべきでないということを指摘して反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙手多数 ）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

《日程第5 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更について》

○議長（西山和樹君） 休憩前に引続き会議を開きます。

次に議案第2号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更についての質疑を行います。

山田君

○15番（山田 均君） 何点かお尋ねしておきたいと思いますが、今回提案になっております変更契約ですが、もともと21年9月議会で契約議決をいたしまして、そして12月には土質試験や土壌改良ということで増額188万2,650円したのですが、今回新たにまた追加ということで変更契約がでております。説明にもありましたが、工法の変更ということですが、泥が1メートルが2メートル60あり、深かったということでした。当然これまで調査設計みなやってくるわけですので、そういうことは当然その中に入ってされたのではないかと思います。泥がたまっている深さというのは工事をすることになっているのですからどういう調査方法でされたのか。専門家がやられるわけですから当然泥がどれだけあるか位はわかるのではないかと。素人で私どもが竹をさしてでもどれだけくらいあるということがわかると思いますが。相当深い池であったのか。今の時代でございますのでどんな方法

でもわかると思いますが、それがどうであったのかお尋ねしたいというのが1点でございます。

それから1千万円から追加ということになりますと当然国庫補助といえども地元負担もあるわけですが、こういう今の農業情勢の中でそういう地権者の方々といいますか、この池から受けておられる水利組合のかたがたの合意ができているのかどうかという点、国や府の追加に対しての見解は何かあるのかどうか併せて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長

○産業振興課長（久木寿一君） まず工法の変更につきまして当初からの調査でわからなかったのかということですが、調査の段階では水が溜まっておりまして、田んぼに水を引かれている状態の中で水を抜いて調査をすることもできませんでしたので、一般的な基準で設定をさせていただきました。契約をさせていただきましたして徐々に堤体の奥側から堤体のすそのほうへ順番に進んでいく中で、今回、堤体側のところで深さが2.65というのが急に現れてきたというところで工事をストップして検討させてもらった結果、工法を変更しなければ工事施工できないというようなことになり、工法変更にかかります契約変更をお願いしているところでございます。

地元との関係でございますが、これにつきましてもこういう事態が発生しました中で、地元の委員会とも調整をさせていただきましたして理解をいただいております。

1千万円以上の変更にかかる国の見解でございますが、当初の国の採択要望の予算の範囲内で収まっておりまして、これにつきましても調整は済んでおります。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田均君） 泥の関係ですが、20年の8月にやりましたため池の測量設計業務というのがありますが、ここでいろんな調査を委託しており、土質調査もありますし、当然そこをやろうとすれば目視ということではなく、池を管理されている関係者から聞けばどれくらいの泥があるのかある程度わかったのではないかと思います。そういうような事前の確認やとか、そういうことをされておったのか。また、設計、測量業務の中に含まれていなかったのかどうか併せて伺っておきたいと思います。管理をされておる方からすれば大体どれくらい、冬になれば水がなくなったり、秋にはなくなった時点でわかったりするので、そういうあたりの聞き取りはされておったのか。まったく予想されていなかったというような感じがあるのですが、そういうのは一定およその見当はついたのではないかと思います。その点併せて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長

○産業振興課長(久木寿一君) 設計業務につきましては一定のため池の基準に基づいて判断はされたものと考えております。その中で地元住民さんの聞き取りによって判断を下すことがあったのかどうか、私はつかめておりませんので答弁は控えさせていただきます。

○議長(西山和樹君) 山田君

○15番(山田均君) 今の土質調査といいますか、測量設計業務委託の中に当然堤体の部分を直すということですので、その前に道をつくるということになれば、当然測量業務、設計業務の中に入っておったのではないかと思いますが、含まれていなかったのかどうかその点だけ確認の意味でお尋ねしておきます。

○議長(西山和樹君) 田端参事

○参事(田端耕喜君) ただいまのご質問ですが、今回調査設計の中で行っております土質調査につきましては、山田議員さんがおっしゃいましたように刃金土の土質の関係、あるいは現状の堤体の部分の土質の調査等を行っております。今回お世話いただきます部分につきましては堤体の前面部分でございます泥樋の前のところでございますが、そちらにつきましては湛水もあり、正確な調査数値が求められないということで、標準設計に定められております泥土の部分の深さを基準といたしまして調査の報告を受けたということでございます。

○議長(西山和樹君) 野口君

○9番(野口久之君) 池の工事に当たっての見積もりを出す際、私のほうもこういう経験があったということで思ったのですが、見積もりを出す場合は水が溜まっており、それを調査するのに、潜水というか中をもぐって、中にどれだけの泥がたまっているということも調査をするはずなんです。われわれも栗谷池というところで調査をしているのですが、やっぱり住民の皆さんは水を抜いてしまうことによって田植えに間に合うか合わないか心配をされるということで、泥がどれだけ溜まって、全部水を抜いて後また溜まるか溜まらないか、溜まらない場合は補償のこともあるので、地域で田んぼを作ったはる人の承諾を取ってそしてやっていくべきである。その前に泥がどれだけ溜まっているのかということもわからないということで池の中もぐって泥の深さがどれくらいあるのかということも調査をするはずなので、後から泥が溜まってきて泥を取り除くのにどうのということですが、おそらく見積もりを出す場合に調査できるはずなんです。

もう1点、こういう入札の件について、議会の承認を求めるときにすでに業者が決まり、金額が決まり、あと、議会に提案されるのは何かこういうことになってきたらその件で我々が承認するかしないかだけというようなことで議会に提案をされるのですが、それ自体がちょっと今までからそういう形できとったものですがちょっとおかしいと、やり方が。議会に

提案されるのは金額とか、業者が決まる、いつから工事にかかるそれだけの承認だけのもの
であって、それまでのことはまったく我々はわからないというような今までの入札の仕方が
おかしくないかなと思います。我々議員に提案されてもそれを承認するかしないかだけのもの
であって、仮に提案されたものを反対できるはずがないんですよ。金額が決まる、業者が
決まっている中で否決できひんわけですわな。それまでにこういう工事があるということ
をわれわれに提案されて、そしてどういう工事でどれだけ金額がかかるのか、そして入札を
する業者が決まるということになればいいのですが。業者が決まって、金額が決まってちゃん
としてから提案されるとなると、われわれ反対するわけにはいかんわけですよ。そういう入
札というか議会に提案されることをもっと考えて提案されるべきでないかというふうに思
います。以上です。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長

○産業振興課長（久木寿一君） 結果として、泥土の深さにつきましては慎重に不測の事態を想
定した上で入念に調査をすべきであったというご指摘でございますが、そのとおりでござい
まして、そこまで不測の事態が想定されなかったということで、先ほど参事の答弁にもあり
ましたように標準の調査でやらせてもらったということでもあります。

ため池と水田の耕作の関係ですが、この事業は平成22年度まで予定をしております、
まだ発注をせずに来年度予定をしております部分もございます。来年度の作付けにかかりま
す水の件につきましても別途質美側の近辺からポンプアップで水路上部までひっぱってきて、
それによって水を送っていくということで来シーズンはそういう方法で地元の了解を得てお
ります。今回の工期は延びますが、さらに次の工事ということで予定をしておりますので地
元の理解を得た上での措置ですのでご理解をいただきたいと思ます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更につ
いて、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

《日程第6 議案第3号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）》

○議長（西山和樹君） 休憩前に引続き会議を開きます。

次に議案第3号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

横山君

○1番（横山 勲君） 今回提案されておりますのは補正額4億3190万円補正するものでございます。とりわけその中に財政調整基金の繰り入れが2億ほど見込まれております。これらについては総務課長から一定今回の臨時交付金事業そのものを100%活用したいので入札率をみているのだという話もあったところでございますが、これらについて私は大きな疑問を持っているところでございまして、これらについてさらに提案をされますまでには議運等々でもいろいろ協議がされ、提案になったと理解するわけです。私は議運のメンバーでもございませんでそうしたところの経過も詳細把握をいたしておりません。そういうことも含めて少し休憩をいただいで私自身もこのことについてさらに認識を深めたいという思いをいたします。

○議長（西山和樹君） 今、横山議員から第3号議案につきまして休憩中の協議をしたいという申し入れがありました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと求めます。

したがって暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時 7分）

（再開 午後 1時30分）

○議長（西山和樹君） 休憩前に引続き会議を開きます。

質疑を続行します。

○1番（横山 勲君） お願いを申し上げ1時間ばかりの休憩の中でいろいろ審議を進めてきたわけですが、私は12月議会において、その折もいろいろな課題がございまして、われわれ議員にもいろいろ検討ができる資料の提示を求めました。町長さんのほうから、今後については改善をし、可能な限り資料の添付をするという答弁をいただきました。

また一方では休憩中の審議を通じまして、とりわけ教育費の中学校、小学校の議論が非常に多かったわけですが、こうした部分については総務文教常任委員会にかかってくる事項で

ございまして、いろいろ議論されたことは資料を提示しながら総務文教常任委員会で検討され、そして専門的に整理をされるべき事項であつたらうと思います。

お聞きしますと昨日も総務文教常任委員会が開かれておつたようでございます。そこにはなんらそうしたことについての議論はされなかつたようですが、私は議会そのもののあり方として、今回は臨時議会でございますので、時間的余裕云々ということもあつたかとは思いますが、そういう議論をしますと、果たして今回の提案された議案そのものが補正の中でよかつたのかという議論もしなくてはなりません。それはそれとして、もう少し議会、とりわけ常任委員会には資料等提示をいただいて、常任委員会で議論をする。そんな仕組みが必要であらうと思います。その点について1点町長にお考えをいたしておきます。

2点目として、町長はいつも最小の経費で最大の効果をとということをおっしゃっておりまして、そのことについては私もまったく同感ではございます。今回の危機活性化の交付金事業の中身を見てみますときに、果たしてそういうことであつたのだろうか。私は他の国や道府の補助金等でももう少し実施をすべき部分もあつたのではなからうかという思いをするわけでございます。そういう意味で町長のおっしゃっております最小の経費で最大の効果を上げる取り組みをしていただくことを、今一度確認をさせていただきたいというように思います。

今回の財源の中で一般財源として財政調整基金の取り崩しがされたわけですが、それらについて入札が終わってちゃんとした後、議会に対しても内容について報告いただけるというお話をお聞きしたわけですが、ルール分として私が思いますにはこれらについて2分の1以上の額についてはまた財政調整基金に戻すことができるという理解をしております。考え方について全額財政調整基金に戻される考え方があるのかないのか、ご質問申し上げます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） 資料提出についてはさらに、前もって資料出せるよう指示をいたします。

最小の経費で最大の効果をとということを申し上げていると思います。まことにいろんな意味で、学校の問題、あるいは大池の問題申し訳なく残念に思っております。もっときちっと計画書を作るべきだというふうに考えており、本当に申し訳なかつたことだと私は思っているのですが、最小の経費ということになりますと、私らの考え方では、学校敷地、水平にして、エレベーターを利用して日々の業務を行うなんぞということはありません。しかし現実には敷地の関係でそうなっているんだらうというふうに理解をしております。何とか一番最初からこういう事業にかかわつたとしたら、学校敷地を水準を求めたほうが後々10年くらい利活用したときプラスになるのではないかという指示まで私はしたいなという思いで

す。これは単に身体的不自由な人がいらっしゃるからとかいう意味ではないのですね。今議員さんがおっしゃっていただいたとおり投資、そして効果という点で非常に大事なことだと私は思っております。あるいは外構などもこれからお願いせんらんかもわかりませんとかいうことなんです、そういうことのないように完璧なできるだけ計画を皆さんにご提案したいとそんな強い思いをいただいております。

財源について元へ戻すということになったらまたきちっと議会にご提案するんだと思いますが、その辺の専門的なことについてはいまして谷課長から説明させたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 今回の交付金事業については申しあげましたように翌年度に繰り越さざるを得ないということになろうかと思っておりますので、この一般財源はつけて繰り越しということになります。したがってまして翌年度のその事業の精算の中で譲与が出てきた分ということになろうかと思っております。そういうことをしながらルール分とおっしゃったのは地方財政法上で翌年度に繰り越した繰越金の2分の1以上は財政調整基金に積む、もしくは地方債の償還に充てるということが決まっておりますので、できるだけそれに添うように当然措置をすべきであるというふうには考えております。

○議長（西山和樹君） 横山君

○1番（横山 勲君） いまひとつ答弁をいただけなかったのですが、常任委員会との係わり、何べんも申し上げますようにこうしたことはもっと委員会との調整を取りながらそこで専門的に議論をしていただく。そして本会議に持って上がるとこういうことが本来の姿だろうというように思うわけですが、何べんも申し上げますように今回はぜんぜん提示がなかったということですのでぜひともそのことも含めてよろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 東君

○8番（東まさ子君） 今回の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業ということで、景気対策とし地域の活性化ということでいろいろ事業も組んでいただいております、説明によりますと落札率が71.27%くらいだというふうな見込みをされているということでもあります。地域活性化ということでありますので、税金を使ってする公共事業が業者の皆さんの活性化になるということにつながらなくてはならないわけですが、一方では予定価格というのがありますが、その辺の71.27%ということになりますとかなりの落札率が低いということになりますので、何千万円という事業がある中で、部分的ではありますが本当に働いている人たちの仕事に見合った収入になるというかそういうものにつながるのかということで、

公共事業の予定価格というのはどういうものなのか、私は疑問に思うのです。落札率が低くなれば町としてはお金が少なくて済むということではありますが、一方業者の皆さんにとって、公共事業の適正な価格のあり方というのはどのように見ておられるのかお聞きしておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） ただいまご質問がりました予定価格とはどういうものかということではありますが、工事ですと経費を計算する教科書のようなものがあり、それによって一定の手間を加えたもの、また、資材につきましては公表されている価格でもって一定の工事価格を出します。それを端数処理したような形でひとつの工事の予定価格と定めるところでございます。落札率が平均して70数%という話がありましたが、建設工事に限っていいますと81%くらいの落札率であります。また、最低制限価格を設けておりますので、予定価格と最低制限価格の中で競争をいただいているということの結果ではないかなと思っております。適正な価格なのかといわれますと、こちらとしては適正な価格で積み上げた予定価格ということで認識しております。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田均君） 歳出の関係でお尋ねしておきます。民生費の保育所の建設費の関係ですが、今回2,320万円というのが保育所施設整備工事ということで業務委託を含めてでしております。

これの予算の関係を見ますと一般財源ということになっておりまして、すべて財政調整基金を充てるということになっております。当然保育所の場合については国からの補助があると思えますが、2,320万円は一般財源を充てて、国からの補助は見込めないということなのか、1点お尋ねしておきたい。

以前もお尋ねした経過があるのですが、保育所の予定の場所は、京丹波町病院の裏側になりますが、23号台風のとき、病院まで水が来たというそういう場所でもあります。子供を預かる町の施設として、そういう場所でいいのかどうかということ指摘した経過があるのですが、基礎をあげるとか何とか言う話もあったのですが、具体的に今のこういう時代ですので、非常に考えられないような集中豪雨もあるということを見ると、最低50年確立にはしとかなければだめだ。住民の方に聞いても、それは当然100年確立やでという方も多いわけですね。その辺の考え方を改めて伺っておきたいというふうに思えます。

もう1点、教育費の関係で一般財源の7,530万5,000円の内訳はグラウンドの933万3,000円の一般財源から負担する分と、体育館の6,597万2,000円を合

わせて7,530万5,000円になります。休憩中にもいろいろ聞いておったのですが、具体的に最終的には一般財源から持ち出す分というのは最終的には先ほどありましたように臨時交付金のようなものでしたら71%台から下がるんだということでしたが、これも同じような考え方ということなのか。当然学校施設ですので補助を受けてそういう形での精算ということになるのかどうか合わせて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） 保育所の追加工事2,320万円の件ですが、当初予算において概算で保育所の工事を立てた関係で、その後実施設計を委託いたしまして、実際に計画を上げた段階で不足額が生じたのを今回の補正であげさせていただいております。

もう1点につきまして、保育所の建設予定地について、台風等々であの場所についてどうかということですが、50年、100年の関係で起きること想定をして検討をいたしまして、この場所は水は流れたのですが実際つかっていなかったという状況でございまして、今後も改修が進むという想定で考えましてあの場所でよいのではないかと、地域の検討委員さんにもご検討いただきまして決めさせていただきました。

建物自体は土を盛り、建物の位置を上げてさらに今の場所から30センチメートルほど上げますので、それも台風を想定いたしまして建物を高い位置にして、排水のほうを現在実施設計しているのですが、水が流れた段階で庭にもたまらない状況で排水ができるような形で実施設計のほうを考えまして、現在進めております。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長

○教育次長（野間広和君） 一般財源の考え方でございますが、補助金につきましては先ほどの休憩のときもうしあげておりましたが、ランチルームの関係につきましては補助制度が平成18年の4月に打ち切られておまして、補助メニューがございませんでしたので、今回これにあげさせていただきましたので補助金はございません。

ご質問の中学校のグラウンドにつきましては文科省の補助金がございませんでしたので、今回あげさせていただき、入札率によって一般財源が減るという考え方でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田 均君） 私がお尋ねしたこととどうも違うことで、どうも答弁漏れというように思っているのです。

ひとつは保育所建設で実施設計で追加であるということですが、一般財源から充てているのは財政調整基金からもってきているので、それが最終的にはどうなるのか。言ってみれば

補助率も上がって持ち出しも減っていくということなのか、これは一般会計として財政調整基金から入れたけれどこの分は負担すべき金額とそういうことでいいのかどうかということがお尋ねしたかったのです。

一般財源 7, 530万5, 000円は、グラウンドの933万3, 000円と体育館の6, 597万2, 000円ということで、体育館の6, 597万2, 000円というのは財政調整基金を充てているのです。交付金事業の関係は事業として入札をして71.27%であればその差があるということですが、これも同じ理屈でされているということなのか。当然、これこそ国の補助を受けてやるわけですから事業費が増えれば補助も増えると思うので差は変わってくると思いますが、今の場合は交付金事業を中心にしながら併せて保育所と中学校の体育館は臨時財政調整交付金が当てられているのでお尋ねをしているのもう一度お尋ねしておきたい。

今回出されております臨時交付金事業を使った道路改良事業11と橋の修繕6、排水の修繕1箇所ということになっておりますが、それぞれ町道として必要な箇所と思いますがこれ以外にも必要な場所が当然あると思います。たとえば町道でも集落から集落の間、通学路にはなっているが通常あまり使わない旧道のようなところでしたら、非常に痛んでいるところもあります。どうしても後回しになって、交通量の多いところが優先されてきているところもあるのです。そういうような活用の仕方の考え方について、いつまでたっても通学路になって迂回路的な道路なら一般財源を投入して道路修繕は難しいと思いますが、そういう考え方のところこそこういう交付金を使ってやるというのが本来あるべき考え方ではないかと思えます。修繕の必要のあるところを挙げられているというのは当然と思えますが、その辺の考え方をお尋ねしたい。基準を決めて11路線にしたと思うのでその辺お考え方について伺います。

多目的ホールの関係で、ランチルームにも活用ということを知りわけですが、児童全員が入れないということも聞いたのですが、規模等はどのような考え方で、場所の問題でこうなったのか、多目的というのが目的なのでこれくらいの大きさになったのか、ランチルームの考え方と併せて基本的な考え方をお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） まず一般財源の考え方でございますが、まず保育所の建設にかかわりましては9月議会において補正予算で提案させていただきました地域活性化経済危機対策臨時交付金事業ということで予算化をさせていただいております。したがって、国の補助金というか同様の臨時的な交付金3億円を財源として9月議会で提案させていただいた

ところをございまして、その事業に今回の追加2, 320万円の事業が乗り合計された中で事業の精算を行おうとするものでございます。その3億円の交付金については変更はなからうかと思いますが、事業が入札によって事業費全体が下がれば必然的に一般財源も下がるという考え方でございます。

同様に中学校の体育館の関係につきましても9月の第4号補正で提案させていただきました。これはもうひとつの公共投資臨時交付金という財源を活用しての予算化をお願いしたところをございまして、かつこれにつきましては、国庫の補助金も別に財源としてはあたっておる事業でございます。それに今回補正をお願いしております額を合算いたしまして最終的に事業費としては精算をさせていただくということになりますので、これも保育所と同様に事業費の増減によって一般財源も一定数値が増減するということをございしますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほどもありましたように日常の観察も踏まえ、また、総合計画で道路の改良箇所につきましては年次的計画的に改良を進めていくということで財源の裏付けもあります。そういった路線はできるだけ省いて臨時交付金でございますので生活している方の安心安全確保という面、また、修繕工事費だけではまかなえないある一定規模が要する路線をとということで路線の選定をいたしました。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長

○教育次長（野間広和君） 多目的ホールの規模ですが150㎡で約90人収容と考えております。このことにつきましては学級間の交流をするという意味におきましても1年生と6年生がいっしょに食べたり、低学年、高学年、中学年という形での交流を図っていききたいということをございします。

○議長（西山和樹君） 東君

○8番（東まさ子君） 勉強不足でお聞きしておきます。

町の最低落札率はいくらくらいなのか。京都府はどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） 建設工事についてですが、最低制限価格のないものについては、一番低いものでは60%くらいが最低ということをございします。

京都府の場合は最低ではなく、平均落札価格が公表されているところをございまして、参考にいたしますと一般競争入札の全体的な落札率は82.4%となっております。指名競争入

札は81.6%ということで公表されております。

○議長（西山和樹君） 小田君

○14番（小田耕治君） 先ほどから財政調整基金についての質問が多く出ており、町政運営の上で財政調整基金というのは当然必要な財源であるということ認識するわけですが、基本的にこの財政調整基金というのは京丹波町の財政規模からいいますと、災害が起こったりいろいろな状況がでたときに充当しなければならない財源と思いますが、大体どの程度の基金を保有して置いたらよいと考えられるのか。判断は難しいでしょうが、財政規模一般会計で100億くらいの規模で、それほど基金を持っているわけではないのですが、ここ何年か基金はまったく崩さずに財政運営されてきまして、平成20年度の活性化のときに1億7千万くらい基金を崩して、今回の活性化と同じような形で繰り入れ、今回2億あまりという形になりますと4億いくらかを基金の中から21年度精算していく。あるいは22年度精算していくという形になろうかと思うのですが、どの程度という数字が出るものなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） どの程度が適正かということは当然示されたものもございませんし、それぞれ町の考え方ということになろうかと思いますが、あるにこしたことはないと思っておるところでございまして、基金条例に基づいて運用を図ってきているという現状でございまして。

横山議員さんからもございましたように、一定地方財政法に定められたルール分の積み立てだけはこれまでよりやってきたというところでございます。具体的に数字でこの辺が適正ということが言えればいいのですが、現状としてはそういう判断というのはなかなか難しいのではないかと考えております。

○議長（西山和樹君） 小田君

○14番（小田耕治君） 現在、資料によりますと平成20年度の決算段階で10億2,000万円基金を保有しているわけですが、さらにこれ以上基金を積み立てしていくのか、もっとつぶして財政運営のほうに当てていったらよいという考え方なのか、その辺のところ町長の所見を伺っておきたい。できるだけ10億程度の財政調整基金というのは保有した上、財政運営をやっていくのか、将来的に合併して10年近くになると当然交付金の関係もがたっと落ちてきて、財政運営も非常に厳しくなってくるということが想定されます。この段階で地域活性化・生活対策交付金事業なり、今回の交付金事業がなかったらこれだけ基金を崩すという形にはならないと思います。21年度決算の段階でも今回ほどの財政調整基金をそれぞ

れの事業に繰り入れた分については落札率の関係から基金に戻すというふうな説明であったと思っておりますので、そういう形で元に戻すような財政運営をする必要があるのではないかと思います。今の10億がどういうのがどうなのかよくわかりませんが、これから町の財政運営をしていく上でどういう考え方をもっておられるのか、これならもっと町のみんなの元気が出るような事業につかっているようなお金という認識なのか、いやまだまだこれだけの基金ではもうちょっと積んでおかなければならないのではないのかという考え方を持っておられるのか、その辺のところを伺っておきたい。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

実を言うと一生懸命読んでいます。副町長、谷課長に向かっても、財政、いろいろ基金が積み立てられているので、これは法律や条例の求めで積み立てているのか質問していたのです。実を言うと今小田議員がおっしゃっている10億はたぶん一般の基金かと思うのですが、京都府から送って来てくれた冊子を見ていると22, 3億の基金が本町にはあります。ありのまま私はぶつけたんです。10億返して金利差をみると1, 500万円から600万円くらいは活用できるのに、どうしても基金を積んでおかなんものですかという質問をしたら、明確な答えがありませんでした。ルールがないようなので。小田議員さんが言わはったようにいろんな災害に備えて基金をつむ用意があるのか等々提言をいただいて、確かにそういうとそういう意味かといまようやくわかったのですが、現状位の基金を持っているほうがよいというものの考え方をしております。民間企業でも20%くらい自己資金を求められております。したがって地方公共団体であったとしても約100億を80億予算くらいに私はしていきたいと思っております。一応100億予算だと考えたら水道から全事業含め他全般で20億くらいの基金を持ったほうがよいという考え方をいたしております。

この事業にかかわっての基金の取り崩しについては落札率をみてゆくゆく基金にするのか、とにかく戻すということのほうが正しいという考え方でもおります。なんとか18%起債率というのか借金を18%以内にぜひ早い機会に、私の任期中にとにかくもっていききたいとそんな強い思いでおります。そんなことをお答えしておきます。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田 均君） 先ほど答弁いただいた件で改めてお尋ねしておきたいと思いますが、ひとつは保育所の関係で何年確率かということをお尋ねしたら、50年とか100年という答弁があったと思いますが、それと違うので、保育所の建設する場所の関係でいくと50年確立で計算をされているのか、100年確立で計算されているのかどちらかなのか、いや30年確立か、10年確立かその点明確にお尋ねしておきたいし、答弁をいただきたいと思

ます。

ランチルームの関係ですが、大きさ150㎡で90人という答弁でしたが、子供の数から言うと半分程度ということになると思います。1年生と6年生の交流等々、もちろんそういうことでいいと思いますが、ランチルームで90人入って残りは教室で給食を取る。交替するというシステムがランチルームの目的ということなのか。小さい学校の場合は1年生から6年生まで一同会して食べているという状況ですが、規模が大きくなるとそういうシステムということになるということなのか、そういう点では子供の人数により組み合わせ等が違ってくると思いますが、入る人数が限定されているとクラスであわすのは難しい面もでてくる一面もあると思いますが、90人というのはどういうことで90人のランチルームになっているのか併せて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの災害について50年、100年を想定しているのかというご質問ですが、検討委員会でもお話を委員さんにもしていただいたのですが、23号台風が100年に一度の想定外での災害が起きたと。それも想定して検討をいただいております。100年か50年かどちらかというご質問でいきますと、100年でも起きる場合があるのを想定して検討いただいたところでございます。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長

○教育次長（野間広和君） 全校生徒が全員は入れないランチルームになぜしたのかということについてですが、食育の指導の関係で全校生徒を一同にランチルームに入れますと、なかなか指導がしにくい現状にあるということも先生方からお聞きもしておりましたし、1年生を6年生がお兄さんお姉さんとして成長過程の中で見ていくということも大事である。全体の中でみるということよりもそちらのほうがより効果的ではないかということでこの方式を取らせていただきました。

○議長（西山和樹君） 村山君

○6番（村山良夫君） ひとつだけお聞きします。

今度の臨時交付金事業の入札方法ですがどういう方法を取られるのかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） 今回の補正につきましてはきめ細かな臨時交付金ということでございますし、その制度の目的を見ておりますと地元中小企業、零細事業者の受注に資するようなきめ細やかなインフラ整備ということが想定されておりますので、できるだけそういった地元業者に受注機会が与えられるような執行方法を考えていきたいと考えているところ

であります。

○議長（西山和樹君） 村山君

○6番（村山良夫君） そういうことでしたら僕もいいと思うのですが、ただ、一般財源を使いますのでできるだけ安くというのは町民の一人でもありますし、また、建設業者の方も町民の方でありますので、今回はできるだけ地元業者の方が受注できるような方策を考えていただいて、その中で業者の方の企業努力でできるだけ安くやっていただくというようなご指導なり、ご配慮をよろしくお願ひしたい。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） より安くという透明性なり、競争性なりも確保しつつ、また、地元業者の育成なり、健全な企業経営ができるということも確保できるような入札方法を基本として考えてまいりたいと思っております。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田君

○15番（山田 均君） 今、提案になっております議案第3号 平成21年度の一般会計補正予算（第6号）についてであります。主な内容としては地域活性化・きめ細かな臨時交付金を受けての補正が中心であります。一般財源は基金を繰り入れて対応ということになっておりますし、主なものは道路新設改良事業、小学校統合に伴う関係事業や中学校のグラウンド、体育館、保育所の施設整備など住民要望に答えたものも十分あるわけですが、特に私が指摘をして反対を述べたいのはひとつは小学校統合に伴う内容の工事であります。当然統合という住民にとっても子供にとっても非常に大きな事業であります。やはり統合をして学校を改築改修をしていくという立場からすれば、全体の配置、必要な施設、そういうものをしっかり設けるという中で予算確保をしっかりとっていくということが基本だというふうに考えます。

また、中学校の体育館の件については耐震という立場から計画をされたものであります。当初計画を大幅に変更して、予算を追加する。内容としては屋根の工法の変更やとか、基礎の地盤を上げる、いわゆる体育館改築の基本にかかわることだというように思うわけです。当然当初の計画がずさんであったことのあらわれだという点を指摘したいと思ひます。お金がない、お金がないといって押さえてきたこれまでの前町政、こういう町政運営から考えても、新たな寺尾町政にはなっておりますが、こういうやり方は住民が本当に納得、理解できない点をまず指摘をしておきたいと思ひます。

また、補助対象事業はしっかり補助を活用して事業を進めていく。これを基本にして交付金は活性化やきめ細かな事業、そういう点を活用すべき点も指摘して討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって議案3号は原案のとおり可決されました。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成22年第1回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

議員の皆さんには、この場において全員協議会を開催いたします。お疲れのところご苦勞様ですがよろしく願いいたします。

ご苦勞様でした。

午後2時17分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山 和樹

〃 署名議員 森田 幸子

〃 署名議員 村山 良夫